

大山町学校給食調理等業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年11月

大山町教育委員会

## 第1 実施要領の定義

大山町では、学校給食を実施している4調理場の調理等業務を民間事業者へ委託しており、令和6年度以降も継続して委託することとしました。

調理等業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、当該業務の安全性及び効率性を確保するため、プロポーザル方式を採用することとしました。

この実施要領は、大山町学校給食調理等業務委託に係るプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めたものです。

なお、本実施要領に併せて配布する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これら全資料を含めて「実施要領等」と定義します。

仕様書：大山町が受託事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

## 第2 事業の概要

### 1 事業の名称 大山町学校給食調理等業務委託事業

### 2 対象施設

#### (1) 単独調理校

ア 中山小学校（大山町下甲 1022 番地）

イ 中山中学校（大山町下甲 951 番地 1）

#### (2) 名和学校給食センター（大山町名和 648 番地）

配送校：名和小学校、名和中学校

#### (3) 大山学校給食センター（大山町所子 313 番地）

配送校：大山小学校、大山西小学校、大山中学校

### 3 委託業務内容

- (1) 調理業務（食物アレルギー対応食の調理を含む）
- (2) 配缶およびコンテナへの積み込み業務
- (3) 食器、食缶、調理機器及び輸送用コンテナの洗浄消毒業務
- (4) 食材の受取・検収（補助）業務
- (5) 残菜の処理業務
- (6) 施設・設備の清掃及び点検業務
- (7) ボイラーの運転管理業務
- (8) 使用物品管理業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) 前各号に付帯する業務

【参考】本委託業務に含まれない業務は、次のとおりとします。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務

- ・ 給食費徴収等業務
- ・ 給食配送・回収業務
- ・ 施設設備等保守業務

#### 4 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで 3年間

#### 5 調理対象児童生徒数および給食実施回数（令和5年10月時点の推定）

施設名・対象校		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		児童生徒数	回数	児童生徒数	回数	児童生徒数	回数
中山小学校		163	200	157	200	156	200
中山中学校		75	200	66	200	79	200
名和学校 給食センター	名和小学校	253	200	237	200	223	200
	名和中学校	118	200	135	200	126	200
大山学校 給食センター	大山小学校	68	200	67	200	59	200
	大山西小学校	241	200	255	200	250	200
	大山中学校	147	200	146	200	151	200

### 第3 参加事業者の条件等

#### 1 参加資格

##### (1) 参加事業者が備えるべき要件

本プロポーザルへの参加資格要件は、次のとおりとします。

##### ア 参加事業者の資格要件

参加事業者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (ア) 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (イ) 運営実績又は受託実績が、次のいずれかに該当するものであること。
  - a 小学校又は中学校を対象とした給食調理業務の受託の実績を3年以上有していること。
  - b 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理業務の実績を5年以上有していること。
  - (ウ) 鳥取県内に本社、支社、営業所又は事業所を有し、又は委託業務の開始の日までに有する見込みがあること。

##### イ 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者になることはできません。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (イ) 大山町の競争入札における指名停止措置を受けている者
- (ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。
- (エ) 国税及び地方税を滞納している者
- (オ) 過去 3 年以内に、保育所等、又は学校を対象とした給食調理業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「食品衛生法」という。）に基づく営業停止処分を受けた者
- (カ) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過していない者
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

## (2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出日とします。ただし、参加資格の確認後から審査結果の決定日までに、参加事業者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

## 2 本プロポーザルへの参加に関する留意事項

### (1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。

### (2) 費用の負担

参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 使用言語及び単位

参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

### (4) 著作権

参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、大山町に帰属します。

### (5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却をしません。

### (6) 資料の取扱い

大山町が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、大山町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ア 参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出時から受託事業者決定までの期間に、参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- イ 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
- ウ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 本委託事業における契約上限金額

大山町学校給食調理等業務委託に係る総額は、238,353,000円(3年度分合計)以内とし、見積額はこの額以内で記入すること。

(9) その他

- ア 大山町が提示する資料及び回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- イ 本実施要領に定めるもののほか、参加にあたって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。

#### 第4 プロポーザル実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとします。ただし、受付け等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には行いません。

実施要領等の公表	令和5年11月8日
実施要領等に関する質問の受付	令和5年11月9日から11月15日まで
実施要領等に関する質問に対する回答	令和5年11月17日
参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出	令和5年11月20日から11月27日まで
参加資格確認結果通知日	令和5年12月7日
提案書類等の受付	令和5年12月8日から12月15日まで
審査会(プレゼンテーション及びヒアリング審査)	令和5年12月19日(予定)
審査に関する結果の通知	令和5年12月21日(予定)
委託開始準備	契約締結後から令和6年3月31日まで

##### 1 実施要領等の公表

(1) 公表方法

実施要領等の資料は、大山町のホームページにおいて公表します。

(2) 資料

- ア プロポーザル実施要領……本書
- イ 仕様書

## ウ 様式集

### 2 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、質問ごとに大山町ホームページで回答します。

- (1) 提出書類 質問書（様式第1号）
- (2) 受付期間 令和5年11月9日（木）から11月15日（水）午後3時まで
- (3) 提出方法 電子メールにより提出してください。  
メールアドレス：kyouiku@town.daisen.lg.jp
- (4) 回答期日 令和5年11月17日（金）午後5時

### 3 参加表明書（兼参加資格審査申請書）等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等を以下により提出してください。

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）
  - イ 様式第2号に記載する添付書類
  - ウ 誓約書（様式第3号）
- (2) 受付期間 令和5年11月20日（月）から11月27日（月）午後3時まで
- (3) 提出先 〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋263番地1  
大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課
- (4) 提出方法  
提出書類は持参又は郵送とし、それ以外の方法による提出は、認めません。

### 4 参加資格の確認

大山町は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出のあった事業者が、本実施要領に記載している参加事業者が備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、当該要件を満たしていない場合には、失格とします。

参加資格確認結果については、文書にて通知します。

### 5 提案書等の提出

提案書は、以下により提出してください。なお、提案数は1社につき1案に限るものとします。

- (1) 提案内容
  - A 4判用紙10枚以内で提案書を作成してください。（表紙は除く）ただし、次に示す項目は必ず記載してください。
    - ア 給食業務等における調理業務実績
    - イ 調理等業務の実施体制
    - ウ 衛生管理体制
    - エ 調理従事者の教育及び人材確保

- オ 食育の推進・協力
- カ 食物アレルギーへの対応
- (2) 提出書類 (正 1 部・副 15 部)
  - ア 審査に係る提案書類提出書 (様式第 4 号)
  - イ 提案書
  - ウ 見積書 (様式第 5 号)
- (3) 受付期間 令和 5 年 12 月 8 日 (金) から 12 月 15 日 (金) 午後 3 時まで
- (4) 提出先 〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 263 番地 1  
大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課
- (5) 提出方法等
  - ア 提案書等は持参又は郵送とし、それ以外の方法による提出は、認めません。
  - イ 提案書の書式
    - (ア) A 4 判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。
    - (イ) 表題「大山町学校給食調理等業務委託事業に関する提案書」および事業社名・代表者名を記載した表紙を付けてください。
  - ウ 無効 (失格) となる提案書
    - (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
    - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
    - (ウ) 虚偽の内容が記載されているもの
  - エ 見積書
    - (ア) 見積額の内訳は、年度ごとに記載してください。
    - (イ) 仕様書に基づき作成してください。
    - (ウ) 見積書 (様式第 5 号) に、各年度の積算内訳書 (項目: 社員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等) を添付してください。
    - (エ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印 (法務局等が証明する印鑑) とします。
    - (オ) 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。
    - (カ) 見積書 (様式第 5 号) に記載する委託料の額は取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とします。
    - (キ) 見積額が、第 3-2-(8)「本委託事業における契約上限金額」を超える場合又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とします。

## 6 プレゼンテーション及びヒアリング審査

提案事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

- (1) 審査日 令和 5 年 12 月 19 日 (火) (予定)
- (2) 審査場所 名和公民館 (西伯郡大山町御来屋 263 番地 1) 2 階 視聴覚室 (予定)
- (3) 審査時間 30 分程度 (プレゼンテーション 15 分、ヒアリング質疑応答 15 分)
- (4) 注意事項

- ア プレゼンテーションに出席する人数は3名までとします。
- イ 説明は、提出された提案書に沿って行うこととし、追加資料等の当日配布は認めません。
- ウ パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、各自持参してください。
- エ 準備及び撤収は、審査開始前後約10分間の休憩時間に行ってください。

## 7 審査方法

- (1) 大山町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が最優秀提案者の選定審査を実施します。
- (2) 審査委員会において、提出された提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容等を総合的に評価し、総合評価点の高い順に順位を決定します。最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とします。

## 8 審査結果の通知

審査結果については、文書にて通知します。

## 9 参加辞退

参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出してください。

## 第5 提案書等に関する条件

### 1 委託料に関する条件

#### (1) 履行の確認等

受託事業者は、毎月分の業務完了報告書を当該月業務終了後10日以内に大山町に提出してください。ただし、3月分については同月末日までに提出してください。

大山町は、業務完了報告書を受領したときは、業務が本業務委託契約等に基づき適切に履行されていることを確認します。

#### (2) 委託料の支払

委託料は、令和6年4月分を初回として、月ごとに支払います。受託事業者は、当該月分の委託料を大山町に請求することができます。大山町は、所定の支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払います。

なお、大山町が受託事業者を支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料の額を12か月で均等に分割した額とします。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を各年度の5月分から同年度の3月分までの各月分の委託料の額とし、その1か月分の委託料の額に切り捨てた端数の合計額を加えた額を同年度の4月分の委託料の額とします。

#### (3) 調理数の変動に伴う委託料の変更

実施条件（基本給食実施回数×基本調理食数 ※詳細は仕様書へ記載）と実際の年間調理数が著しく異なった場合には、大山町と受託事業者と協議の上、委託料の額を変更



することがあります。

## 2 リスク管理方針

業務委託契約締結後の大山町と受託事業者の主なリスク分担は、次のとおりとします。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		大山町	事業者
事業の中止・延期に関するリスク	大山町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻		○
不可抗力リスク	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変動リスク	事業内容の変更		○
運営費上昇リスク	大山町による計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混入等に関するリスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

## 3 遵守法令等

- (1) 法令…学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）、食品衛生法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等…学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連要綱等

## 第6 委託事業実施に関する事項

### 1 業務委託の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 受託事業者の債務不履行の場合

ア 受託事業者の責めに帰すべき事由により債務の不履行が生じ、又はその懸念が生じた場合には、大山町は、受託事業者に対して改善を勧告し、一定期間内に改善策の提出及びその実施を求めることができることとします。また、受託事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、大山町は、委託契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

イ 大山町は、受託事業者が委託業務を完全に処理する見込みがないと認めるとき、又は委託契約に違反してその目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、委託業務の処理を求めることができることとします。

ウ 履行保証人は、前項の規定による委託業務の処理の請求があったときは、受託事

業者に代わって、委託業務を処理しなければならないこととします。

(2) 大山町の債務不履行

ア 大山町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、契約を解除することができることとします。

イ アの場合において、受託事業者が契約を解除したときは、受託事業者は、大山町に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力その他受託事業者の責めに帰すことのできない事由により委託業務の継続が困難となったときは、大山町及び受託事業者双方により委託業務継続の可否について協議します。この場合において、一定期間内に協議が調わないときは、相手方に対する事前の通知により、大山町又は受託事業者は、契約を解除することができることとします。

## 2 大山町による本委託事業の実施状況の評価

大山町は、受託事業者が提供するサービスについて、定期又は随時に評価を行います。その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

## 3 運営審議会の設置

委託業務の円滑化を推進するため、大山町は、大山町立学校給食センター運営審議会を設置します。

## 第7 事務局

本プロポーザルに関する事務局は、次のとおりです。

大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課

〒689-3211 西伯郡大山町御来屋 263 番地 1

電話：0859-54-5211

Eメールアドレス：kyouiku@town.daisen.lg.jp